

計画主体名	群馬県片品村		
計画期間	平成28年度～平成32年度	総事業費（交付金）	273,672千円（136,800千円）
実施期間	平成28年度～平成29年度		

## 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	活性化計画では、当該施設の整備により交流人口の増加を目標としており、法律及び基本方針に適合している。
事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	適	本事業は、片品村の基幹産業である農業と観光業とを有機的に結合させ、村の食、農、自然、体験などの魅力を発信し、交流人口の増加による地域振興を目的としており、事業の構成内容は妥当である。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	第3次片品村総合計画・後期基本計画のシンボルプロジェクトとして「(仮称)尾瀬の郷駅整備事業」を位置づけており、これに基づき活性化計画を策定している。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	「第4次片品村総合計画アンケート調査（H27.2実施）」において当該施設の整備にあたって広く住民から意向を聞くとともに、別途、地域住民、村議会議員、農家、専門家等で構成する検討委員会を設け、意見聴取や合意形成を図っている。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	適	検討委員会には積極的に女性が参画し、意見や提案をいただいているところである。
事業の推進体制は確立されているか	適	当該施設整備にあたっての事業主体は片品村であり、検討委員会を立ち上げて事業推進体制が確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	交流人口の増加を事業活性化目標と定め、これを達成するために総合交流施設を整備することとしており、整合性が確保されている。

農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合がとれているか	—	該当なし。
計画期間・実施期間は適切か	適	活性化計画5年間、実施期間は2年間であり、基本方針及び要綱で原則として示している範囲となっている。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	適	総事業費273,672千円に対して、交付金要望額は136,100千円としており、交付額算定交付率（1/2）以内に収まっている。

## 2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	本事業は新規に取り組むもので、自力若しくは他の助成によるものを切り替えて実施するものではない。
土木・建築構造物等の施工にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	適	施工にあたっては、有資格者による各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討と施工管理を行うこととし、十分な安全性と検査体制が確保される見通しである。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	適	有資格者による設計とする。また、建築確認機関に対して建築物の確認申請書の提出、確認申請済証の受領及び完成時における建築物の完了検査の実施並びに検査済証の交付を受ける予定である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村振興交付金実施要領の別紙6に定める基準を満たしているか	—	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	適	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第一」により、耐用年数は24年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け28農振第〇号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	適	「農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（案）」に基づき算定を行っている。

上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	投資効率=1.29である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業実施主体は片品村であり、本事業は交流人口の増加を図るものであり、各種要件を満たすものである。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	事業実施主体は片品村であり、村が所有する土地に整備し、条例に基づき指定管理者に運営を委託するため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	適	本地区における計画前（H24～H26年度）の交流人口は556万人であり、当該施設の検討にあたっては、計画予定地の交通量や近隣の交流人口等を基に試算した結果、効果発現後（H30～H32年度）の交流人口を640万人と設定している。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	適	当該施設計画予定地である国道120号沿いの類似施設は、最も近い施設で片道30分の距離にある。また、立地条件が類似している県内の施設の利用状況などを参考にしながら、当該施設の利用者数等の設定を行っている。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	本地区は、季節によって入込客の客層や来訪目的が大きく異なる。このため、月別の利用者数などを試算して当該施設の利用見込みを検討している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	当該施設の設置場所、他の施設との有機的連携については、委員会で検討されて決定されている。
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	適	経営計画及び運営体制については十分に検討され、利用計画に記載されている。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	適	当該施設の運営委員会設置にあたっては女性を積極的に登用し、意見や提案を頂くこととしている。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	「公共建築工事積算基準（平成25年度）（（財）建築コスト管理システム研究所）」を基準に積算をしており、類似施設と比較しても過大な積算とはなっていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	特殊な工法を用いず一般的な工法とし、合理的な計画をするとともに、特注品の使用を避け、一般普及品を使用するなどにより建設・整備コストの低減に努めている。

<p>附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）</p>	—	該当なし。
<p>備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）</p>	適	備品については備え付けのため汎用性はなく、他の目的に使用されるおそれはない。
<p>整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か</p>	適	当該施設の整備予定場所については、検討委員会でも議論されており、適正である。
<p>施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか</p>	適	当該施設の整備予定地は、村が所有する土地である。
<p>体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村振興付金実施要領の別紙6（平成28年4月〇日付け28農振第〇号農林水産省農村振興局長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか</p>	—	該当なし。
<p>交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か</p>		
<p>処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）Iの第2の4の（3）の基準に照らし適正であるか</p>	—	該当なし。
<p>整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か（既存施設は除く）</p>	適	面積1,029.27㎡であり、延べ床面積1,500㎡以内である。
<p>地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内であるか。（既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか）</p>	適	工事費273,672千円、面積1,029.27㎡、㎡当たり265,890円であり、㎡当たり29万円以内、延べ床面積1,500㎡以内である。
<p>地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか</p>		
<p>地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか</p>	—	該当なし。
<p>生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか</p>	—	該当なし。
<p>1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか</p>	—	該当なし。
<p>6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか</p>	—	該当なし。
<p>事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか</p>	適	平成28年度予算において村負担分を含めて予算を確保するとともに、財政担当部局との協議により、起債を含めて負担ができる見通しであるものとして調整を行っている。

入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適	原則として、一般競争入札により選定することとしている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	適	施設管理運営に関する規定を制定し、適正に管理・運営を行う。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	適	収支計画は策定済みであり、経営診断により適正であると判断されている。
他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	適	当該施設は、内閣府「地方創生推進交付金」、国土交通省「社会資本整備総合交付金」などの交付金を組み合わせて整備する予定であり、交付金ごとに対象となる施設、または面積で事業費を按分することで整理を行っている。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	適	他の事業への重複申請はない。
生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	適	本事業は都市との交流促進による農山村振興を主たる目的としており、生産振興を主たる目的としているものではない。
他の施策（強い農業づくり交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	適	他の施策において交付対象となる施設ではない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。